

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

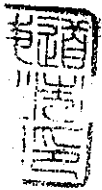
別表1の(3)の表就業マッチング促進事業の項を次のように改める。

就業マッチング促進事業	取組の内容	圏域における産業の担い手不足の解消を図るため、旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関と連携し、圏域の求職者に対する実践的な就労体験の実施、圏域の企業に係る情報提供の充実、企業と学生等とのコミュニケーションの場の創出等により、求職者と企業とのマッチング機会を提供する。
	甲の役割	甲が参加する旭川圏トライアルワーク推進協議会を始めとした関係機関との連携や連絡調整を行う。 甲の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。
	乙の役割	旭川圏トライアルワーク推進協議会にオブザーバーとして参加する。 乙の区域内の企業及び住民に対し、当該事業及び圏域の企業に関する情報を提供する。

別表3の(1)のウの表に次のように加える。

公立大学法人旭川市立大学の活用による連携の推進	取組の内容	地域が求める人材を育成し、圏域の活性化を図るため、公立大学法人旭川市立大学が有する教育資源の活用による連携を推進し、産学官金連携事業、高大連携事業、生涯学習事業、各種講演会等を実施する。
	甲の役割	乙に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報提供や協力依頼を行う。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲及び公立大学法人旭川市立大学が実施する取組に関する情報を提供するなどの協力を行う。

別表3の(1)のエの表企業誘致推進事業の項中「旭川地域産業活性化協議会」を「旭川市企業誘致推進協議会」に改める。



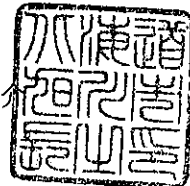
この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 1月17日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長 今 津 寛



上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町

東神楽町長 山 本

